

3 林 整 治 第 1460 号  
令和 3 年 12 月 14 日

各都道府県林務担当部長 殿

林野庁森林整備部治山課長

森林法第 26 条の 2 第 4 項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意  
の基準等についての一部改正について

国家戦略特別区域諮問会議（第 37 回（平成 30 年 12 月 17 日））において、「追加の規制改革事項と早急に検討する事項」として、保安林の解除手続期間の短縮の実現を図る旨の提起がなされたことを踏まえ、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 2 条第 1 項に定める国家戦略特別区域において保安林を森林以外の用途に供する必要が生じた場合の指定の解除の特例措置を、国家戦略特別区域における「森林法第 26 条の 2 第 4 項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」の取扱いについて（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 林整治第 2705 号林野庁森林整備部治山課長通知）において定めたところであるが、成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において当該特例措置の全国展開を実施することとされたところである。

このため、森林法第 26 条の 2 第 4 項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について（平成 12 年 6 月 23 日付け 12-21 林野庁森林整備部治山課長通知）の一部を別紙のとおり改正したので、御了知の上、適切な対応をお願いします。

なお、国家戦略特別区域における「森林法第 26 条の 2 第 4 項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」の取扱いについて（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 林整治第 2705 号林野庁森林整備部治山課長通知）は、これを廃止する。

（担当：治山課企画班 内線 6190）

(別紙)

○ 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について（平成12年6月23日付け12-21林野庁治山課長通知）の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 解除の要件について (1)・(2) (略) (3) 転用を目的とする解除 (略) ア 「指定の理由の消滅」による解除 (ア) (略) (イ) 用地事情 保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。<u>ただし、都道府県（地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の地方公営企業をいう。）を含む。）が事業主体となり製造場を整備する事業で、保安林の指定の解除を伴うもの（以下「製造場整備事業」という。）のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものについては、これを適用しないものとする。この場合において、都道府県知事は、保安林の指定を解除したときは、製造場整備事業の事業区域（以下「整備事業区域」という。）内において残置し、又は造成した森林を保安林に指定するものとし、法第25条第1項の規定に基づく保安林の指定が必要なときには、法第27条第1項の規定に基づき農林水産大臣に申請するものとする。</u></p>	<p>1 解除の要件について (1)・(2) (略) (3) 転用を目的とする解除 (略) ア 「指定の理由の消滅」による解除 (ア) (略) (イ) 用地事情 保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。</p>

- a 製造場整備事業が、公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、かつ、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること。
- b 製造場整備事業が、既に整備された製造場（以下「既存製造場」という。）を拡張するものであり、かつ、製造場整備事業により新たに整備される製造場で実施される事業が既存製造場で実施されている事業（以下「既存事業」という。）と一体的に実施されるものであること。
- c 事業環境の変化等により、既存事業を整備事業区域内において拡張する必要があること。
- d 整備事業区域の主たる区域が、保安林以外であること。
- e 既存事業の事業区域に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画に基づいて実施されるものであること。
- f 整備事業区域が、既存事業の主要な施設が存する区域に隣接していること。
- g 整備事業区域において残置し、又は造成する森林の面積の割合が、同区域の面積の 35%以上確保されるものであること。

(ウ)～(オ) (略)

(カ) その他の満たすべき基準

- a 転用に係る保安林の指定の目的の達成に支障のないよう、転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）の設置等の措置が講じられたか、又は講じられることが確実であること。

この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物

(ウ)～(オ) (略)

(カ) その他満たすべき基準

- a 転用に係る保安林の指定の目的の達成に支障のないよう、転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）の設置等の措置が講じられたか、又は講じられることが確実であること。

この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又はたい積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これに準ずる設備又は住宅、学校その他の建

に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を  
防除するための施設を含むものとする。

b・c (略)

イ (略)

2 (略)

建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被  
害を防除するための施設を含むものとする。

b・c (略)

イ (略)

2 (略)